

平成23年度

事業計画書

財団法人

日本高等学校野球連盟

I. 高等学校野球の振興、指導および加盟団体に対する監督

(寄付行為第4条1項)

- (1) 年度終了後の評議員会は5月27日(金)に、平成24年度事業計画審議の評議員会は11月25日(金)に開催の予定。また、年度内に全国理事会を4回開催するほか九地区理事会を2回、毎月定例として常任理事会を開催して諸案件を審議、高等学校野球の健全な育成、発達を図ると共に各都道府県高等学校野球連盟会長会議、同理事長会議をそれぞれ各1回開催し加盟団体への監督、指導を図る。
- (2) 高等学校野球の振興策として、中学・少年野球の育成事業を継続して推進する。来年度も、①定期連絡会の開催、②育成・振興事業の推進、③講習会、研修会などへの参加の呼びかけ、④中高連携方法の検討、⑤中学生の体験入部の取り扱い規定の周知徹底、を中心に各都道府県高等学校野球連盟と協力して連携を図る。特に中体連軟式野球専門部との連携を強化する。
- (3) 近年、野球部関係者の不祥事件が多発傾向にある。不祥事件のうち指導者・部員の部内暴力および部員のいじめ行為の絶滅とインターネット・携帯電話のメールによる迷惑行為の防止などの指導を強化する。
 - ① 指導者の部内暴力
相変わらず指導者の暴力(体罰)が後を絶たない。「暴力のない高校野球を目指して」(平成17年8月27日付通達)の主旨が、現場では生かされておらず指導者の暴力は許されざる行為であることを引き続き訴えていき部内暴力の絶滅に努める。
 - ② 部員のいじめ行為の絶滅
学校内などで部員以外の生徒とともに関わったいじめ行為も多発している。被害部員や生徒の心の痛みを思いやれない行為は、フェアプレイの精神に反し、スポーツマンシップにもとる行為であり残念なこと。指導者の注意深い観察と併せて、機会あるごとに、高校野球の基本理念の一つであるフレンドシップの涵養につながる指導を促す。
 - ③ インターネットや携帯電話のメールによる迷惑行為の防止
実態把握は困難であるが、インターネットや携帯電話を用いたいたずらメール、からかいメールといったものから明らかな誹謗中傷や卑猥、破廉恥なメールまで報告されている。このようなメールによる迷惑行為の防止のために、人権尊重とともに部員の自律、自制を促す。
- (4) 情報公開の推進と都道府県高等学校野球連盟との業務を円滑にするため、Eメールやホームページの運用をさらに充実する。

- (5) 野球留学問題関連として来年度も選抜大会、選手権大会の両全国大会出場校の選手登録を分析し、都道府県外出身者の実態を把握する。また、選手権地方大会登録選手についても引き続き調査を実施し、実態把握に努める。
- (6) 特待生制度採用校の調査に関する件
- ① 採用時の調査対象項目（23年5月末）
 - 1) 年度の部員登録時に、その年度実際に入学した野球部特待生の人数。
 - 2) 入学した人数が6人以上の場合は、なぜその人数としたか理由を添えてもらう。
 - ② 特待生入学結果の公表（同5月末）

実際に入学した人数を全国集計して5人以下と6人以上の学校数を公表する。学校名および生徒の氏名は公表しない。
 - ③ 入学後の調査対象項目（同5月末）

野球部特待生として在籍1年後の状況を以下の内容について調査する。報告は採用した人数の調査項目の内訳を調査し、生徒の特定をする調査はしない。

 - 1) 部活動に関する調査内容。
 - 2) 学業と部活動に関する調査内容。
 - 3) 生活態度に関する調査内容。
 - 4) 特待生制度採用による効果と問題点。
 - ④ 入学後の調査対象項目の公表（同5月末）

調査した学校名および学校別の個人の結果については公表しない。
 - ⑤ 第三期募集要項確認項目（同10月末、11月末）

Ⅱ. 高等学校野球の調査、研究

(寄付行為第4条2項)

- (1) 年度内に総務、財務、審議、軟式部、審判規則、技術・振興、医科学等の委員会を随時開催、諸事項を細部にわたり審議、検討する。
- (2) 5月末現在を基準とした硬式、軟式両加盟校部員数調査を来年も実施する予定。
- (3) 年度内に開催される第83回選抜高等学校野球大会ならびに第93回全国高等学校野球選手権大会に参加する出場校に、大会期間中の宿舍生活実態と参加経費、寄付金募集の状況と過不足金の処理方法などの内容についてアンケート調査する予定。

Ⅲ. 高等学校野球大会の開催および協力

(寄付行為第4条3項)

年度内に次の通り諸野球大会を当連盟の主催または協力で開催する。

(1) 第83回選抜高等学校野球大会

期 日 平成23年3月23日(水)から12日間

場 所 阪神甲子園球場

参加校 32校(一般選考28校、21世紀枠3校、神宮大会枠1校)

(2) 第93回全国高等学校野球選手権大会

期 日 平成23年8月6日(土)から15日間

場 所 阪神甲子園球場

参加校 49校(北海道、東京は2校、他の府県は各1校)

(3) 第56回全国高等学校軟式野球選手権大会

期 日 平成23年8月25日(木)から5日間

場 所 明石公園野球場と高砂市野球場

参加校 全国16地区から各1校ずつの計16校

(4) 第66回国民体育大会(山口国体)・高等学校野球競技会

・硬式の部

期 日 10月2日(日)から4日間

場 所 宇部市野球場(宇部市)

参加校 12校

・軟式の部

期 日 10月2日(日)から4日間

場 所 ビジコム柳井スタジアム(柳井市)

参加校 10校

(5) 春季地区大会

各都道府県高等学校野球連盟の協力により、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の全国9地区で4月下旬から6月中旬にかけて開催の予定。

(6) 秋季地区大会

各都道府県高等学校野球連盟の協力により、北海道、東北、関東、東京、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の全国10地区で10月上旬から11月中旬にかけて開催の予定。

(7) 第42回明治神宮野球大会

11月12日(土)から5日間、明治神宮野球場で開催の予定。高等学校の部は10校の参加とし、東京都のほか9地区から代表が参加する予定。

また、42回大会は明治神宮外苑創建85周年記念大会で、12月末に高校の部優勝校が所属する都道府県の選抜チームが台湾に派遣される予定。

(8) 第9回アジアAAA野球選手権大会

8月28日(日)から9月2日(金)までの間、アジア野球連盟並びに全日本アマチュア野球連盟主催、当連盟が主管団体として横浜スタジアム他で開催の予定。8カ国・地域が参加予定。

[海外派遣ならびに招待]

次の通り年度内に海外招待及び派遣を行い、野球を通じて国際親善を図る予定。

(1) 日米親善・米国選抜チーム招待

6月中旬から下旬にかけて、米国チーム(MLBアーバンユースアカデミー)を招待。関東地区、近畿地区で都道府県連盟の協力を得て朝日新聞社と共催で4試合の親善試合を開催する予定。(詳細日程調整中)

(2) 日米親善・四国地区選抜チーム ハワイ派遣

8月11日(木)から同20日(土)まで10日間、四国地区4県の中から役員10人、選手18人を米国ハワイ州に派遣。ハワイ島とオアフ島で合計5試合の親善試合を開催する。

なお、各地区からのハワイ派遣は平成7年の九州地区から始まり、東北地区(平成11年)、中国地区(平成15年)、北信越地区(平成19年)と今回で5回目。

IV. スポーツ医科学の調査、研究

(寄付行為 第4条4項)

(1) 医科学委員会(越智隆弘委員長)で、スポーツ医科学の啓蒙と推進事業を担当する。

(2) 選抜大会並びに選手権大会参加の投手全員に大会前に肩、肘の関節機能検査を実施、スポーツ障害予防の啓蒙に努める。

V. 一般アマチュアスポーツ団体との協力、提携

(寄付行為 第4条5項)

(1) 全日本野球会議、全日本アマチュア野球連盟、日本野球連盟、全日本軟

式野球連盟をはじめ全国定時制軟式高等学校野球連盟、全国高等専門学校体育協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟のほか少年野球団体とも密接に連絡、会合などを随時開催して相互の発展と振興を図る。

VI. 高等学校野球の指導者、審判等の講習会の開催

(寄付行為 第4条6項)

(1) 全国審判講習会、九地区審判講習会

4月16、17日の両日、阪神甲子園球場並びに中沢佐伯記念野球会館において開催。各都道府県代表の受講者を対象に高校野球審判員として技術、精神面の全般にわたり指導する。

また、全国九地区でブロック毎の審判講習会に講師を派遣し指導する。

(2) 指導者研修会

加盟校指導者の研修会に都道府県高等学校野球連盟の要請により講師として適任者を人選の上、派遣する。

(3) 理事長研修会

日本学生野球憲章改正に伴い、年度内に理事長研修会を開催する予定。日本学生野球憲章をはじめ、各種規定や通達の説明を行う。

(4) 指導者育成プログラム「高校野球・甲子園塾」

高校野球のよき指導者となるために、教員資格を取得し現在教員として在籍10年未満の指導者を対象に、2泊3日のコースを年度内2回開催。各回、27名が参加。中沢佐伯記念野球会館（講座・座学）と近府県の加盟校の協力を得て、グラウンドでの実技研修も行う。

(5) プロ野球現役選手によるシンポジウム「夢の向こうに」

日本野球機構、プロ野球選手会の協力を得て、毎年6ヵ所で開催するシンポジウムは8年計画の最終年となる。平成23年度の開催都府県は次の通り。

関 東・東京都	関 東・神奈川県	近 畿・大阪府
中 国・岡山県	四 国・愛媛県	九 州・長崎県

以 上